

○桂川町電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

平成15年4月1日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するために、電動生ごみ処理機を購入した場合、町が交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、新規に生ごみ処理機を購入した者で、町内に居住し、かつ、住民登録している者とする。

(補助金の額等)

第3条 電動生ごみ処理機購入の補助対象数量は、1世帯につき1機とする。

2 補助金の額は購入費(本体価格)の2分の1の額とする。ただし、補助金の額は20,000円を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 電動生ごみ処理機購入費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 電動生ごみ処理機購入費の領収書
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 設置写真
- (5) 取扱説明書の写し
- (6) 保証書の写し

(補助金の交付決定・却下の通知)

第5条 町長は、前条に規定する申請があつたときは当該申請に係る書類の審査及び使用状況調査により、補助金の交付・却下を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。また、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金交付却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付制限)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から5年間は当該補助金の申請はできないものとする。

(補助金の制限)

第7条 町長は、補助対象者が不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式 略